

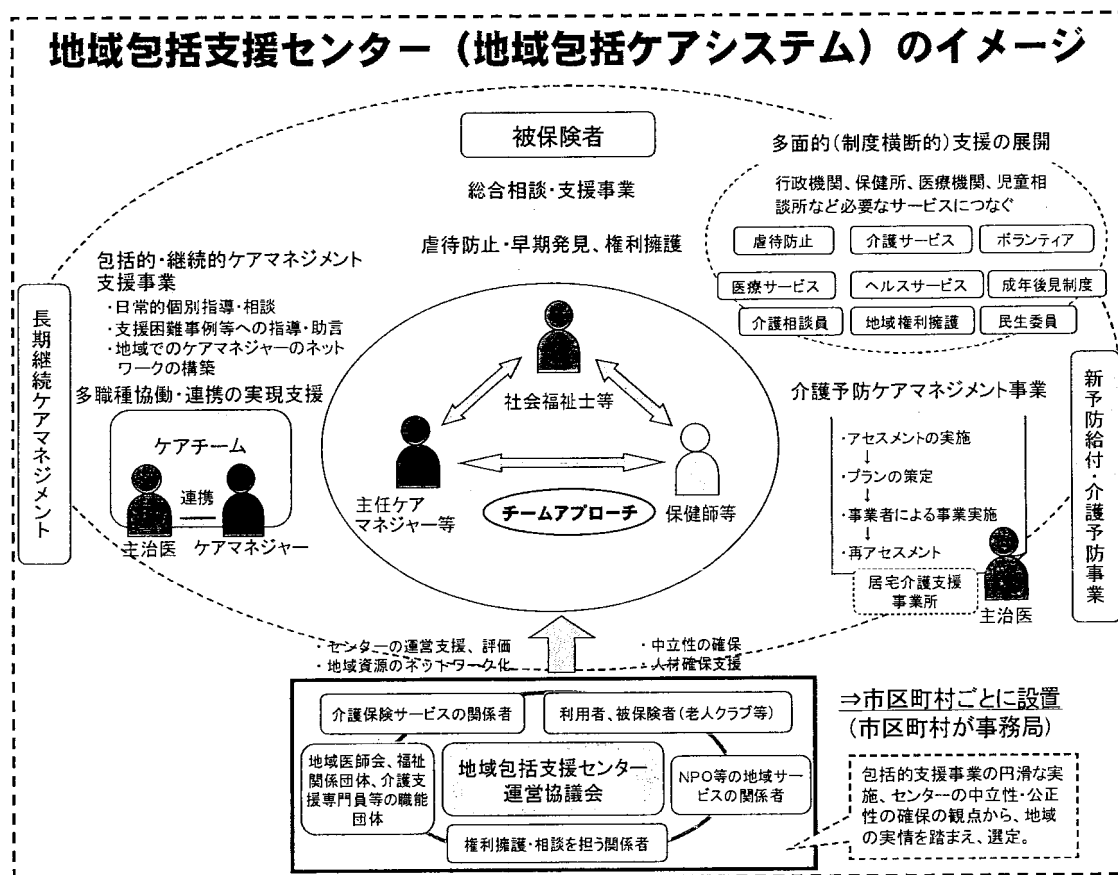
地域包括支援センターにおける 相談支援について

平成20年1月30日
厚生労働省老健局

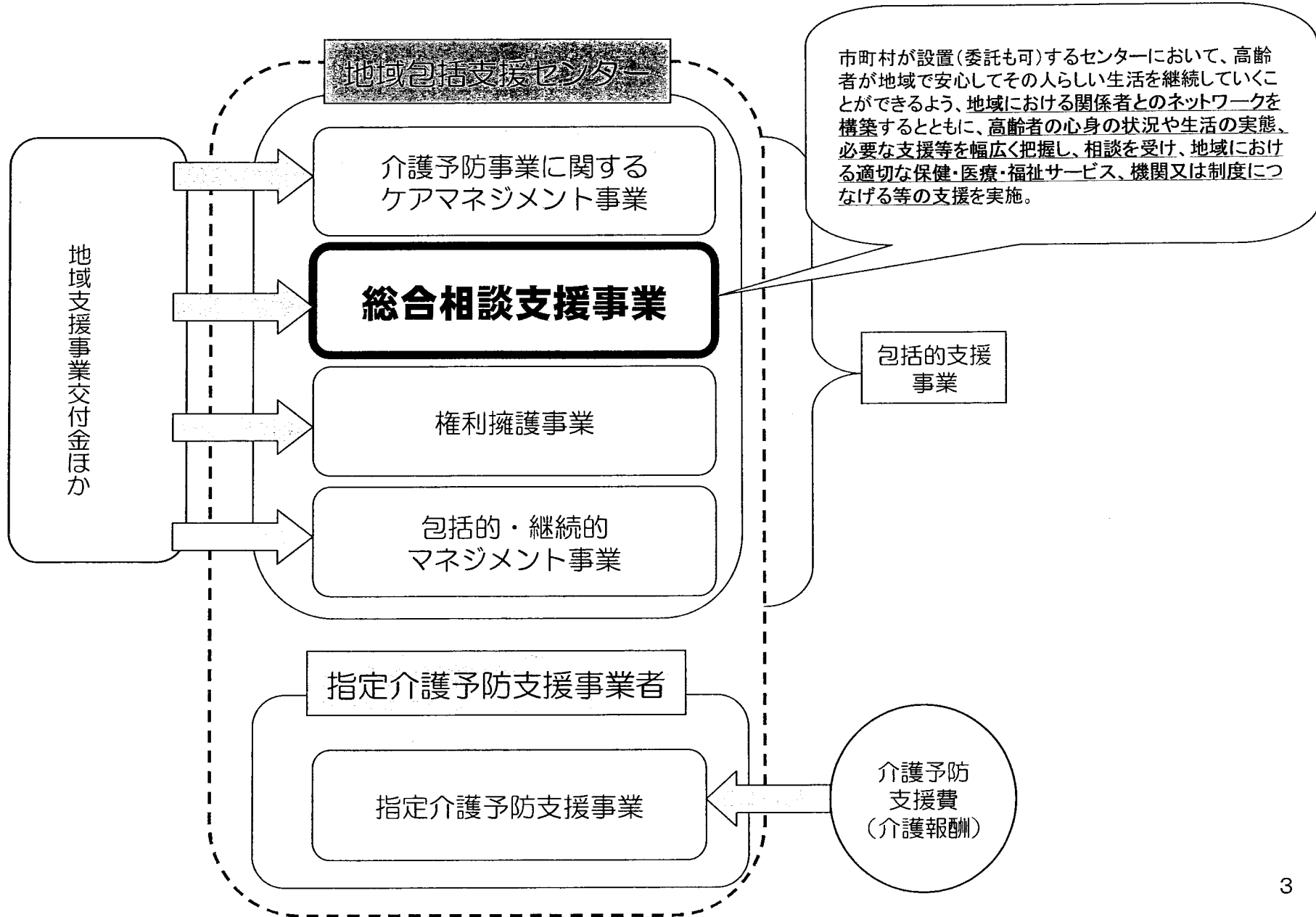
地域包括支援センターの取組状況

1 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。



2 事業内容（センターと指定介護予防支援事業者）



3 設置、運営

- 平成20年4月から本格施行。

※ センターの設置については、介護保険法の一部改正に伴う経過措置により、平成18年4月1日から平成20年4月1日までの2年間で設置。

- 設置主体は、市町村。ただし、老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者に委託可能。

4 設置数

※平成19年4月末現在、保険者数1,670保険者

- センター設置数 3,831箇所
- 設置保険者数 1,640保険者(98.2%)
- 未設置保険者数 30保険者

※ 未設置保険者の有する都道府県に対して、全国会議や事務連絡により、設置の支援を要請。

センターにおける総合相談支援業務

1 総合相談支援業務の内容

<「地域包括支援センター業務マニュアル」より>

① 地域におけるネットワーク構築

センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

② 実態把握

総合相談支援業務を適切に行う前提として、①のネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

③ 総合相談支援

ア 初期段階での相談対応

- ・ 本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要かどうかを判断。
- ・ 適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決できると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施。

イ 専門的・継続的な相談支援

- ・ 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報提供を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定。
- ・ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認。

2 総合相談の実施状況

○ 平成18年度相談実施件数(のべ件数)

約 553万件

- ・ 介護保険その他の保健福祉サービスに関すること
(介護保険利用、住宅改修等)
- ・ 権利擁護(成年後見制度等)に関すること
- ・ 高齢者虐待に関すること

約 540万件 (98%)

約 7万件 (1%)

約 6万件 (1%)

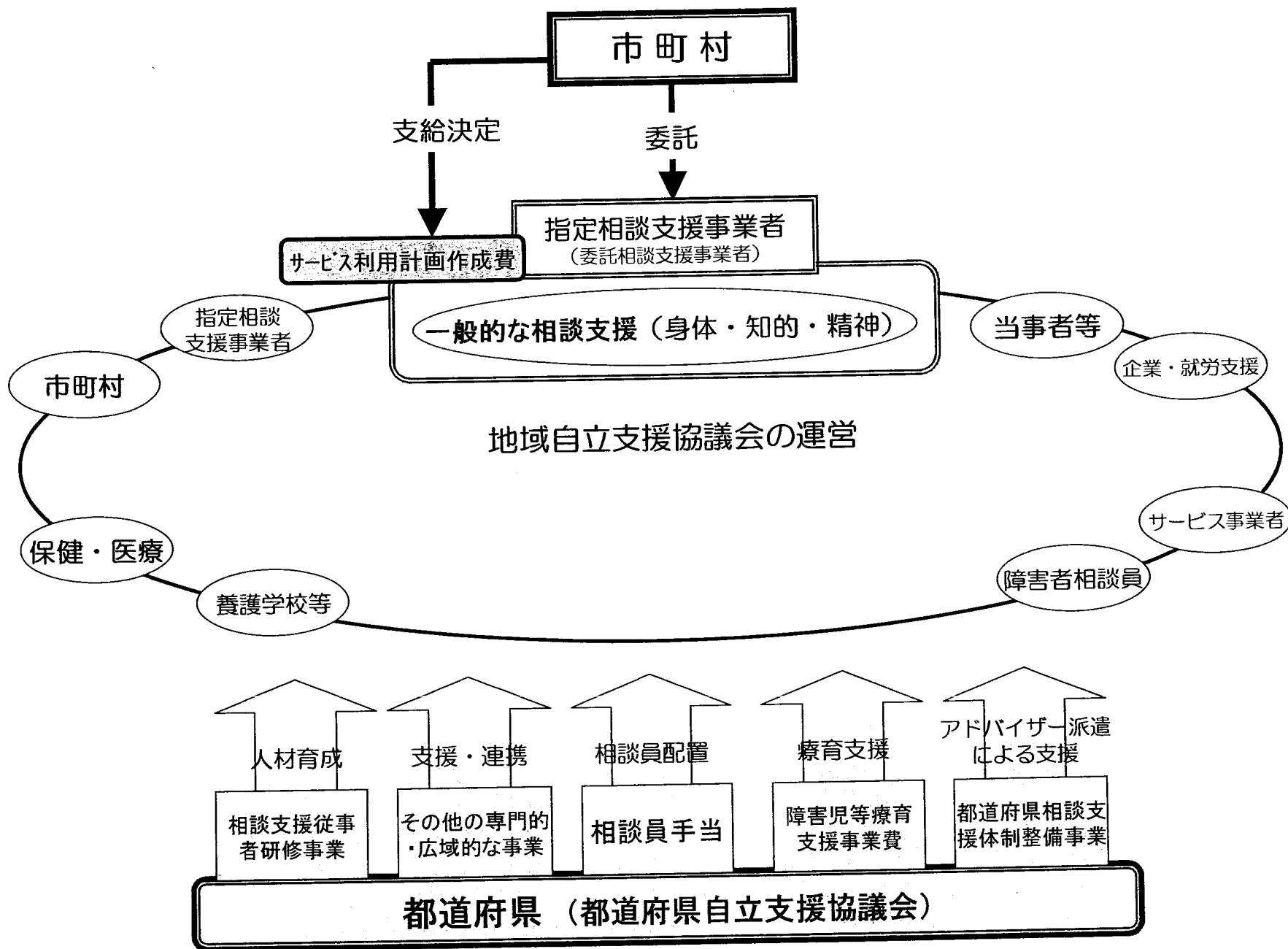
※平成18年度地域支援事業交付金の事業実績報告より

障害者に対する相談支援事業について

2008年1月30日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

地域における相談支援体制と課題



障害者相談支援事業のイメージ

地域生活支援事業



市町村相談支援機能強化事業

成年後見制度利用支援事業

住宅入居等支援事業
(居住サポート事業)

福祉サービス利用援助

ピアカウンセリング

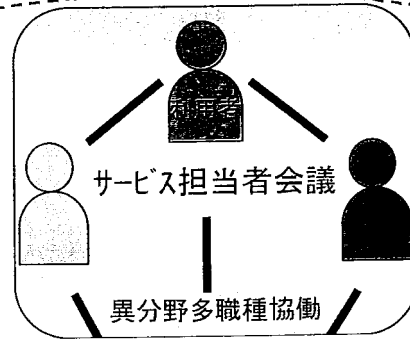
権利擁護のための必要な事業

障害程度区分にかかる認定調査の委託の場合

- ・認定調査の実施
- ・サービス利用意向の聴取

サービス利用計画作成・フォローの場合

- ・サービス利用計画作成・フォロー支援
- ・利用者負担額の上限管理

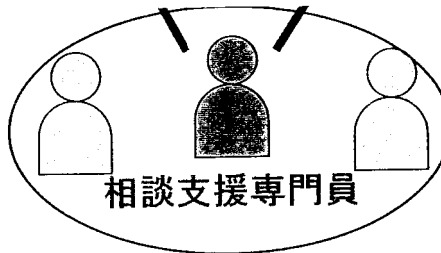


社会生活力を高めるための支援

社会資源の活用支援

総合的な相談支援

専門機関の紹介

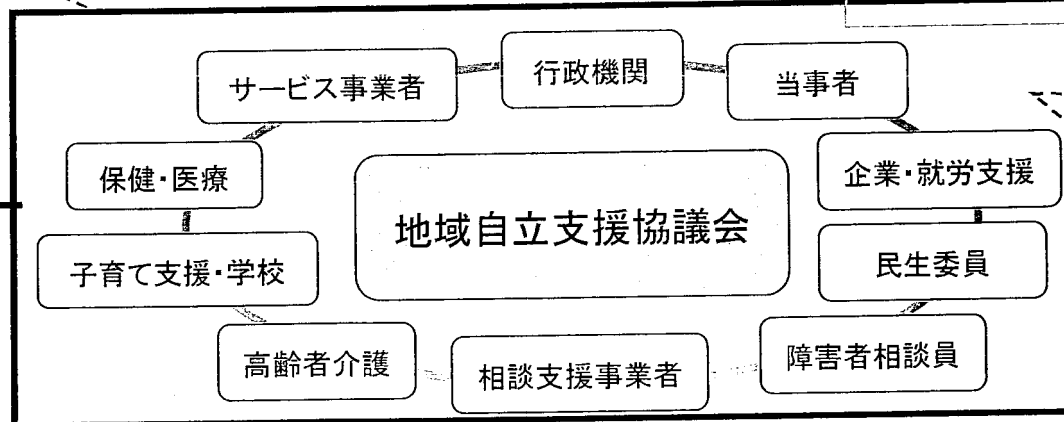


地域自立支援協議会の運営

- ・委託相談支援事業の運営評価
- ・中立公平性の確保
- ・困難事例への対応協議調整
- ・ネットワーク構築
- ・地域資源の開発改善
- ・人材活用(専門的職員・アドバイザー)

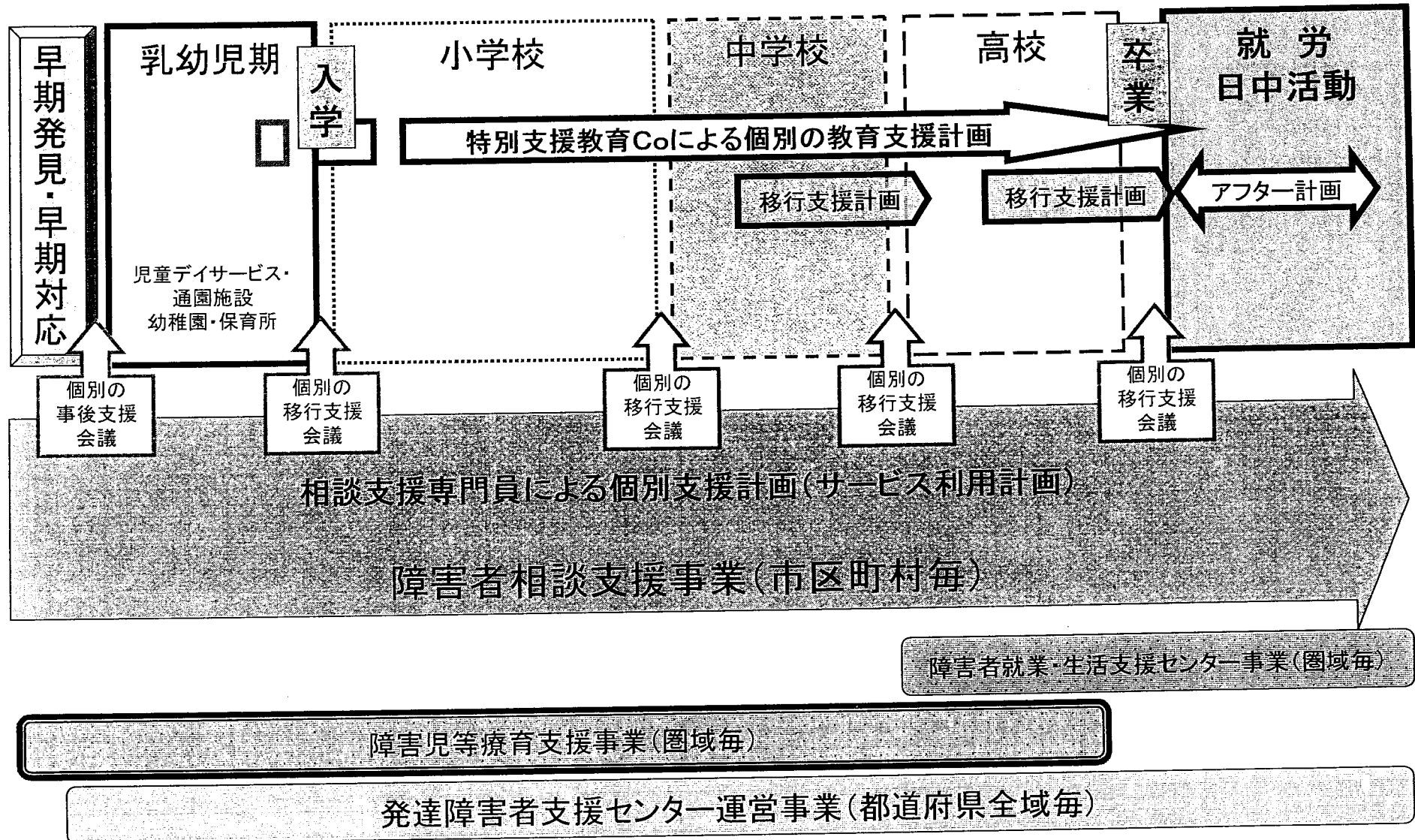
サブ協議会

権利擁護
就労支援
地域移行 等



自立支援協議会を市町村が設置し、中立・公正な事業運営の評価を行う他、権利擁護等の分野別サブ協議会等を設置運営する。
(市町村単位・圏域単位)

ライフステージ移行と障害者相談支援について



自立支援協議会の目的・機能

情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

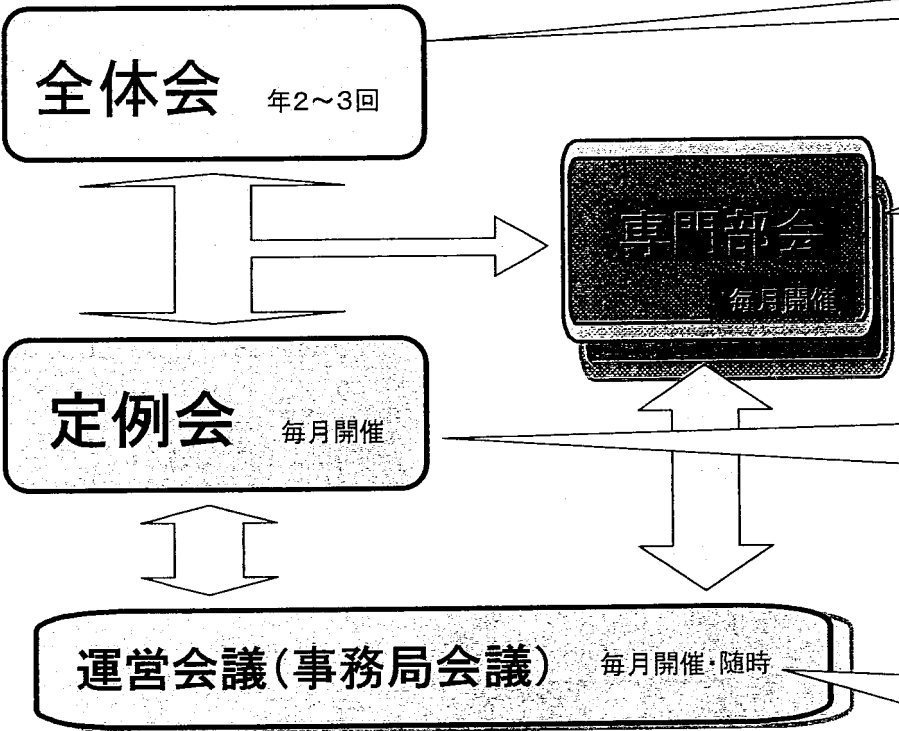
- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

地域自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)

機能する協議会のイメージ



ポイント5
* 全体会において地域全体で確認

ポイント4
* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

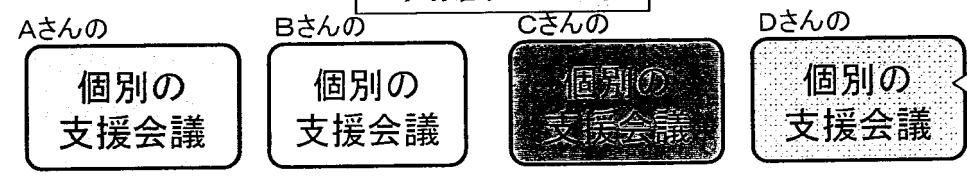
ポイント3
* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2
* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1
* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りする場合が多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

一般的な協議会のイメージ

ニーズ・課題
・困難ケース等



相談支援の実施状況について

市町村相談支援体制

1 障害者相談支援事業の実施方法(市町村実施率:100%)

平成19年4月1日現在

市町村直営	指定相談支援事業者等に委託	市町村直営+委託
25%	58%	17%

2 市町村相談支援機能強化事業の実施状況

平成19年4月1日現在

実施済	H19年度中に実施予定	未実施
35%	8%	57%

3 居住サポート事業の実施状況

平成19年4月1日現在

実施済	H19年度中に実施予定	未実施
12%	6%	82%

地域自立支援協議会

1 地域自立支援協議会の設置状況 平成19年12月1日現在(1759市町村/1798市町村の状況)

実施済	未設置	
	H19年度中に設置予定	設置予定なし
51%	29%	20%

都道府県相談支援体制整備

1 都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

平成19年4月1日現在

実施済	未実施	
	都道府県直営	指定相談支援事業者等に委託
57%	13%	44%
		43%

都道府県自立支援協議会

1 都道府県自立支援協議会の設置状況

平成19年12月1日現在

設置済	平成19年度中に設置予定
70%	30%